

令和7年度上伊那圏域地域自立支援協議会 就業支援部会伊那養護学校調整会議 議事録

会議	会議名 伊那養護学校調整会議	日時 令和8年2月4日(水) 11:00 ~ 12:00
	会場 伊那養護学校 会議室	参加者 21名
主 題 マ	(1) 令和8年度アセスメント希望生徒について (2) 意見交換 (3) その他	
内 容	(1) 令和8年度アセスメント希望生徒について (伊那養護学校福澤先生より) ・35名(新2年生:22名、相談支援専門員がいない生徒7名) (新3年生:13名、相談支援専門員がいない生徒4名) 相談支援専門員が付いていない生徒については学校と市町村で調整をしていただきたい。 ・配布資料名簿について、「要配慮」とついているのは、希望があるが現在不登校状態などで課題がある生徒。※名簿については個人情報となるため扱い注意。 ・学校行事はまだ未確定で、今後変動する可能性がある。(7月の宿泊行事、9月のどんぐり祭り) ・11月後期現場実習に合わせて就労アセスメント(就労選択支援)を実施できる生徒がいれば良いと考えている。 ・実習日2週間前に打ち合わせ、支給決定(判定会に合わせて実施)、アセスメント後の評価会日程は打ち合わせの際に調整したい。 ・市町村には打ち合わせ日数等多くなることをご承知いただきたい。 ○事業所の状況について (アップ☆わ〜く) ・事業指定を申請予定であるが、6月開始は難しい状況。法人としては何とかやっていきたい。 ・実習先に訪問するなどしてアウトリーチで数名受け入れができるようにしていきたい。 ・事業開始できた時点で受け入れを開始、計画に組み込んで出来ればよい。これについては具体的に何月頃の見込みなのか学校と連絡を取り合って進めていただく。 ※来年度前期は就労選択支援事業所ができるまで、従来の就労アセスメントで対応していく。 (おぶしょんα) ・事業については考えていく方向で検討中。 ・現状で就労アセスメントが暫定的に利用できるのので、事業申請までは就労アセスメントで対応していく。 ・就労アセスメント含めて相談があればできる限り対応したい。また、モデルケースでも扱ったこと、今後を見据えて、JEEDのアセスメント様式でも実施の方向で検討している。	

内容	<p>(わーく宮田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労アセスメントであれば対応が可能。</li> <li>・JEED のアセスメント様式で出来るかは検討。</li> <li>・細かな調整については、学校、事業所、市町村で調整。</li> </ul> <p>(2) 意見交換</p> <p>Q1. 相談員が決まっていない生徒についてどのようにしたらよいか。今までどのようにしてきたか。</p> <p>A. 今まで学校で決めてきたが学校で全員決めるのが苦しいので市町村の協力も得ながら行いたい。</p> <p>Q2. 相談支援事業所の空き状況は市町村も聞いてみないとわからない中、もっと効率的なやりかたはないか。</p> <p>A. 相談支援連絡会とも連携をとり、受けやすい体制づくりをしている。</p> <p>Q3. 児相一斉許可について、一斉許可だと簡略化の書類があるのか。現在様式はその人の基本情報を書き込む書類がある。何かが簡潔になるのか。</p> <p>A. 市町村から提出する児相への書類については、厚生労働省のマニュアルを見て作成することになる。よって、マニュアルに沿って学校が作成し、市町村に届ける。併せて県でも検討をしている。</p> <p>Q4. ゆくゆくは全てが就労選択支援になるのか。</p> <p>A. 主体は就労選択支援になるという話ではあるが、就労アセスメントがなくなるわけではない。令和9年度末までに事業所をつくるように言われている。今後 2 週間という期間で就労アセスメントもやっていけると良い。一般の人でも利用する可能性があるため、規模が図れないのが事実。あくまで、試行的であり、他圏域は1週間のアセスメント期間の生徒がいれば2週間の人もいた。数年先に就労選択支援に移行していくのであれば、今からシミュレーションという形で試していけたらと思っている。その中で皆さんからご意見をいただけたらと思う。</p> <p>(3) その他</p> <p>(伊那養護学校 福澤先生)</p> <p>年間計画の通り、生徒の実習日程はなるべく連続で2週間が良いが、学校行事の兼ね合いで間が空く可能性がある。</p> <p>現在、基本の支給決定は1ヶ月だが、1ヶ月以内にすべて終わらせるのは難しい可能性があり、支給決定期間を市町村で検討していただく。</p>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度のアセスメント希望者は 35 名で、相談支援専門員が未決定の生徒については学校と市町村で確認が必要。</li> <li>・就労選択支援事業所の開始時期が未確定なため、当面は従来の就労アセスメントで対応。</li> <li>・相談員の決定方法や効率的な調整、児相書類、将来的な就労選択支援への移行について意見交換が行われた。</li> </ul>
次回	

文責： 有賀 (※回覧時のみ。HP アップ時には削除する)